

令和7年5月16日

東京都警察情報通信部

少額案件の見積依頼（オープンカウンター方式）

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方といたします。

件名	見積書提出期限	履行期限
通信施設扉交換工事	令和7年6月12日(木)17時15分	令和7年12月19日(金)

オープンカウンター方式による見積依頼について

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を、契約の相手方といたします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 問い合わせ先

東京都警察情報通信部通信庶務課
〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1
東京都警察情報通信部通信庶務課経理第二係
03-3581-4321(内線60422)
mail: totsu.CGA@npa.go.jp

※ 同等品による見積書の提出を希望する場合、見積書提出前に同等品の申請を行い、承認を得ること。

申請にあたっては、同等品として申請する物品のカタログ等を見積提出期限の4営業日前までに持参、郵送、電子メール等で提出すること。

3 見積書の提出先

- (1) 紙媒体による場合は、上記2の住所へ持参又は郵送すること。持参、郵送を問わず締切り日時必着とする。
- (2) 電子メールによる場合は上記2の電子メールアドレスへ送付すること。
締切り日時必着とし、件名に「〇〇（案件名）の見積書提出」と必ず記載すること。
その場合、代表者印等の押印は不要であるが、住所、会社名、代表者名、代表電話番号のほかに、担当者氏名及びその連絡先（電話番号）の記載すること。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とする。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとし、紙媒体、電子メールによる場合は、消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。

なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とすること。

契約金額は、原則として、見積書に記載の消費税込み額となる。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には東京都警察情報通信部から連絡する。

見積書提出期日後、見積書を提出した事業者が上記2に問い合わせた場合、決定した事業者及び金額について伝達する。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、当部指定様式の契約書を作成する。

契約保証については別紙のとおりとする。

7 機器等リストの提出について

納入仕様書において機器等リスト対象物品とされている品目がある場合は、別添「機器等リストの提出について」に基づき機器等リストを提出すること。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とする。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい、「くじ引き」を実施する。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (4) 契約担当官等の都合により本件を中止する場合がある。

9 問合せ先

- (1) 見積合わせの手続き等について
東京都警察情報通信部通信庶務課経理第二係
03-3581-4321(内線60422)
- (2) 仕様書について
東京都警察情報通信部多摩通信支部通信施設課施設第二係
042-522-3161 (内6185)

別 紙

契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下（１）から（５）のいずれかの書類を提出しなければならない。

（１）契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

〔注〕

ア 保管金領収証書（保管金取扱店名記載）は、契約保証金の金額と同額の金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

イ 保管金領収証書は、歳入歳出外現金出納官吏（官職及び氏名を記載）あてとすること。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

エ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

（２）契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

〔注〕

ア 政府保管有価証券払込済通知書（保管有価証券取扱店名記載）は、契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書は、政府保管有価証券取扱主任官（官職及び氏名を記載）あてとすること。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

エ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

（３）債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

〔注〕

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ 保証書は、契約担当官等（官職及び氏名を記載）あてとすること。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

〔注〕

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

イ 公共工事履行保証証券は、契約担当官等（官職及び氏名を記載）あてとすること。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

〔注〕

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保証証券は、契約担当官等（官職及び氏名を記載）あてとすること。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。